

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年9月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100008号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100030号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年2月1日から同年8月1日に訂正し、同年2月から同年7月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成28年2月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年2月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年2月1日から同年8月1日まで

私は、平成21年6月1日にB社に入社し、同社が経営するC介護施設に勤務していた。平成28年1月からは、C介護施設の経営はA社が行うことになったと聞かされたが、私の勤務地や勤務形態、仕事内容はそれまでと変わらなかった。それにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。

上記のとおり、請求期間においても継続して勤務していたので、調査の上、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成28年分給与所得の源泉徴収票(写)、D銀行から提出された請求者に係る取引推移一覧表、同僚から提出された請求期間に係る給与明細書(写)及び預金通帳(写)並びにA社の元事業主の陳述により、請求者は、当該期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における平成28年1月の厚生年金保険の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主からは、平成 28 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主から資格喪失年月日を平成 28 年 2 月 1 日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成 29 年 4 月 18 日に受け付けていることが確認でき、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）ことから、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。